

第11次青森市交通安全計画概要

青森市総合計画前期基本計画

＜将来都市像＞「市民一人ひとりが挑戦する街」

基本視点

産業創出と担い手の確保

未来を支える人材の育成

連携の推進・安心な地域社会づくり

生涯現役の推進

持続可能な都市づくり

自然環境の保全

基本政策

第3章 まち創り

政策・施策

第2節 安全・安心な市民生活の確保

第1項 交通安全対策の推進

推進

第11次青森市交通安全計画

《計画策定の目的》

青森市における交通事故による被害は、年々減少傾向にあるものの、未だに多くの死傷者が生じていることから、引き続き、対策の強化が必要となっている。

また、人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指し、「人優先」の交通安全思想を基本とした、様々な施策を推進していくことが求められている。

このため、今後の交通安全対策の方向性を示し、交通安全対策を推進していく必要があることから、本市における交通安全の確保を図り、市民の安全かつ快適な生活の実現に寄与することを目的に、交通安全の本計画を策定するものである。

《位置付け》

- 交通安全対策基本法に基づき、国、県が策定する交通安全計画を踏まえて定める計画であること。
- 青森市交通安全条例に基づき、市の附属機関である、国県等の関係行政機関の職員で組織する「青森市交通安全対策会議」において作成し、実施を推進する計画であること。
- 青森市総合計画前期基本計画に掲げる市の交通安全に関する施策を推進する計画であること。

《計画期間》

令和3年度から令和7年度までの5か年

《現状と課題》

現状

- 発生件数、負傷者数、死者数は減少傾向にあるが、重傷者数は増減を繰り返している。
- 高齢歩行者の死亡重傷者数の割合が顕著である。
- 運転者の高齢化に伴い生じる交通事故が増加している。
- 未だに道路交通による死傷者数が700人を超えている。
- 鉄道や踏切事故は、ひとたび発生すると重大な事故となるおそれがある。

課題

交通事故の防止は、ハード面及びソフト面双方による交通安全対策全般にわたり、総合的かつ長期的に施策を推進する計画を定め、これに基づき県、警察署、市など関係者が一丸となって重層的に取り組むとともに、市民一人ひとりが交通安全を意識し行動する必要がある。

【平成28年から令和2年までの発生件数、負傷者数、死者数、重傷者の推移】

項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
発生件数	840件	792件	758件	696件	604件
死傷者数計	1,015人	952人	914人	849人	723人
うち負傷者数	1,007人	946人	905人	843人	717人
うち死者数	8人	6人	9人	6人	6人
重傷者数	61人	66人	52人	70人	56人

＜基本理念＞ 人命尊重の理念に基づき 交通事故のない社会を目指す

3つの要素（基本方向）

人間に係る安全対策

- 運転者の知識、技術の向上等
- 歩行者等の安全な移動の確保
- 交通安全意識の徹底、指導
- 交通安全教育の普及、啓発活動の充実 など

交通機関に係る安全対策

- 自動車等の設備、装置等の適切な保守管理
- 高い安全性能の維持
- 検査実施体制の充実 など

交通環境に係る安全対策

- 道路網の整備
- 交通安全施設等の整備
- 効果的な交通規制等の推進
- 歩道の整備等による人優先の交通安全対策 など

主な取組

第1章 道路交通の安全

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進
- ⑧ 交通事故調査・分析の充実

第2章 鉄道交通の安全

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 鉄道の安全な運行の確保
- ④ 鉄道車両の安全性の確保
- ⑤ 救助・救急活動の充実

第3章 踏切道における交通の安全

- ① 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ② その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るためにの措置

目標

年間の死者数

⇒ 令和7年までに
4人以下にする

年間の重傷者数

⇒ 令和7年までに
56人以下にする

運転事故の死者数

⇒ 毎年 0人

踏切事故の発生件数

⇒ 毎年 0件